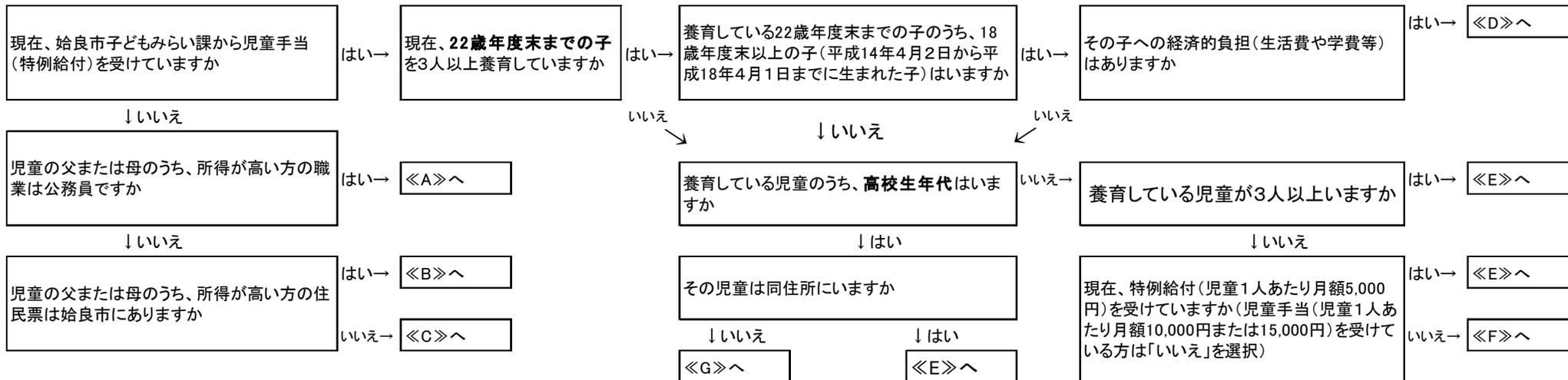


令和6年度 児童手当制度改正フローチャート

※このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するかどうかは、請求書等を審査したうえで決定します。

児童手当の考え方
 児童手当は原則的に養育している児童の父母のうち、**生計の維持の程度が高い方(所得が高い方)**が受給者となります。
 父母に養育されていない児童の場合は、その児童を養育している方が受給者となります。※別途申立書が必要です。

ここからスタート



◎用語の説明

『児童』……0歳から18歳までの子(平成18年4月2日以降に生まれた子)

『高校生年代』……15歳から18歳までの子(平成18年4月2日から平成21年4月1日に生まれた子)、高校に在学していない場合や別居している場合も含む

『22歳年度末までの子』……0歳から22歳までの子(平成14年4月2日以降に生まれた子)

※令和6年5月分(6月支給分)児童手当(特例給付)受給者のうち、令和6年度所得により令和6年6月分から同年9月分までの手当(10月支給分)を受け取れない方においては、個別に児童手当資格消滅通知書と併せて勧奨通知を送付します。

※個別の事情がある方など、不明な点がありましたら子どもみらい課(0995-66-3237)までお問い合わせください。

裏面へ

フローチャートの結果

≪A≫	【職場への申請が必要な場合があります】 詳細は職場にお問い合わせください。	≪E≫	【申請不要です】 現在認定している情報で額改定を行うため、申請は不要です。手当額が変更されますので、令和6年12月上旬までに額改定通知書を送付します。 ※ご家庭の状況に変化があった場合、別途申請が必要になる場合があります。
≪B≫	【申請が必要です】 児童手当を受けるためには、令和6年10月31日までに「児童手当認定請求書」の提出が必要です。 ※養育している児童の状況によっては追加で書類提出が必要になる場合があります。	≪F≫	【申請不要です】 現在認定している情報で引き続き認定を行いますので、申請は不要です。制度改正による金額変更はありません。 ※ご家庭の状況に変化があった場合、別途申請が必要になる場合があります。
≪C≫	【他自治体で申請が必要な場合があります】 詳細は児童の父母のうち、所得が高い方の住民票がある自治体にお問い合わせください。	≪G≫	【申請が必要です】 増額改定には、令和6年10月31日までに「額改定認定請求書」「別居監護申立書」の提出が必要です。
≪D≫	【申請が必要です】 増額改定には、令和6年10月31日までに「額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。		

※提出書類は子どもみらい課窓口(本庁1階4番窓口)に設置してあるほか、始良市ホームページでもダウンロード可能です。
 ※ご家庭の状況によっては、申立書などの追加提出が必要になる場合があります。